

募集要領

野外壳店（創立記念行事）

陸上自衛隊青森駐屯地業務隊

募 集 要 領

1 概 要

青森県青森市浪館字近野45に所在する陸上自衛隊青森駐屯地創立72周年記念行事における野販売店において、来場者に対しサービスの提供を行うため、設置・経営業者等を以下に記載する諸条件に従い募集する。

2 応募資格

本事業に応募することができる業者等は、次に掲げる条件を満たす者とする。

- (1) 全省庁統一資格又は同等の資格を有する者
- (2) 業務遂行上必要とされる関係法令及び規則等を遵守できること。
- (3) 国有財産使用許可書の使用許可条件を遵守できること。
- (4) 業務の全部又は一部を第三者に委託あるいは譲渡することなく、全て業者等で遂行できること。
- (5) 公募しようとする事業の実施を保証できる能力・態勢を有する者
- (6) 業者等の役員等（代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (7) 業者等の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (8) 事業者等の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (9) 業者等の役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (10) 業者等の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有して加しようとする者ではないこと。
- (11) 暴力団又は暴力団員及び第7号から第10号に定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者ではないこと。
- (12) 経営に関する協定等を遵守できること。
- (13) 本募集要領の全記載事項を遵守できること。

3 設置する施設の所在地及び名称

- (1) 所在地
青森県青森市浪館字近野45
- (2) 名 称
陸上自衛隊青森駐屯地

4 出店条項

(1) 出店（設置）方法

国有財産法（昭和23年法律第73号）第18条第6項に基づく行政財産の使用許可により設置する。

(2) 出店業種

野外売店（内容：食品、酒、飲料水、その他（自衛隊イベントに相応しい品目））

(3) 出店許可日

令和5年6月11日（日）

(4) 細部条項

別添「仕様書」のとおり。

5 公募事業者説明会

陸上自衛隊青森駐屯地内で実施する「公募事業者説明会」に参加すること。参加しない業者等は公募に参加できないものとする。

(1) 日 時

令和5年4月26日（水） 午前10時から

(2) 場 所

陸上自衛隊青森駐屯地厚生センター2階 「多目的ホール」

(3) 携行品

印鑑、筆記用具等、募集要領及び仕様書

6 応募手続等

(1) 申請書等の提出

出店を希望する者は、下記のとおり①の提出書類を、②の提出先に、③の提出期限までに持参又は郵送すること。

なお、提出された書類は、返却しない。

①提出書類

i 申請書1部（別紙第1）

ii 企画提案書1部（別紙第2）

※以下の事項について、必ず記載すること。

ア 主な販売予定商品・販売価格表（別紙第3）

イ 販売従事者管理（身元管理、健康管理等）及び人員配置

ウ ゴミ・廃棄物の処分方法

エ クレーム・要望等があった場合及び事故・トラブルが発生した場合の対処方法

オ 陸上自衛隊青森駐屯地における営業方針

カ 会社等概要（会社等概要の書類を提出する場合は記入不要）

iii その他関係書類各1部

公募に参加する者に必要な資格を確認するため、以下の関係書類を併せて提出すること。

※関係書類の不備又は参加資格がないと判断された場合は、企画提案書の審査は行わず無効とする。

- a 業務確約書（別紙第4）
- b 暴力団に関与していない旨の誓約書（別紙第5）
- c 役員名簿（別紙第6）
- d 戸籍謄本（法人である業者は登記簿謄本、団体の場合は会則等）
- e 営業（活動）経歴書（様式随意、パンフレット可）
- f 都道府県知事等の発行した営業許可書の写し
（※ 営業許可を必要とする販売品目がある場合）

②提出先

陸上自衛隊青森駐屯地業務隊厚生科

（住 所）〒038-0022 青森県青森市浪館字近野45

（電 話）017-781-0161（内線6375）

（FAX）017-781-0161（内線6625）

③提出期限

令和5年5月8日（月）午後4時00分まで

(2) 応募者の失格

次のいずれかに該当する行為があった場合は失格とする。

- ア 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- イ 提出書類等が募集要領に記載されている事項を満たさない場合
- ウ 提出書類等に虚偽の記載があった場合
- エ 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合
- オ その他、違反と認められる場合

(3) 無効又は失格応募者への通知

ア 通知者

陸上自衛隊青森駐屯地業務隊長

イ 通知期限

令和5年5月9日（火）

(4) 提案書類変更の禁止

提案書類の変更（修正、差替え、削除、追加）を禁止する。

7 選考の方法

提出された申請書類、企画提案書について、総合的審査の上、出店業者等を決定する。

8 選考結果等の発表・通知

決定業者には、令和5年5月9日（火）以降、文書または電話連絡による通知する。

9 出店調整会議（衛生・防火教育等）

日時等について、決定業者等に通知する。

10 その他

- (1) 出店場所割当については、青森駐屯地業務隊長が決定する。
- (2) 野外売店にそぐわない物品等については、販売許可をしない場合がある。
- (3) 当申請に係る各種個人情報については当野外売店公募に関してのみ使用する。

申 請 書

令和 年 月 日

陸上自衛隊
青森駐屯地業務隊長 殿

青森県青森市浪館字近野45に所在する陸上自衛隊青森駐屯地において、野外売店の出店を希望しますので、書類を添えて申請します。

なお、この申請書及び添付書類の記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

郵便番号

本社（店）所在地

商号又は名称

代表者の氏名

⑩

法人・個人の別

法人・個人

担当者氏名：

電 話：

F A X：

注1：1店舗ごとにつき、1部提出

注2：商号、代表者、担当者氏名にフリガナを、申請印は登録印を使用すること。

企画提案書

会社名（団体）名：

1 主な販売予定商品・販売価格表（別紙第3）
2 販売従事者管理（健康管理等）及び人員配置 (1) 販売予定従業員の人数等 (2) 身元管理 (3) 健康管理
3 ゴミ・廃棄物の処分方法
4 クレーム等、要望等があった場合及び事故・トラブルが発生した場合の対処方法
5 陸上自衛隊青森駐屯地における営業方針
6 会社等の概要（営業経歴書で確認できる場合は記入不要） (1) 所在地： (2) 設立年月日： (3) 資本金： (4) 従業員（会員）数： (5) 店舗（支部）数：

業務確認書

令和 年 月 日

陸上自衛隊
青森駐屯地業務隊長 殿

「青森駐屯地創立72周年記念行事における野販売店の設置及び経営の業務」の応募に関し、仕様書に定める業務を適正に履行できることを確約します。

郵便番号

本社（店）所在地

商号又は名称

代表者の氏名 ⑩

法人・個人の別 法人・個人

担当者氏名：

電 話：

F A X：

注：商号、代表者、担当者氏名にフリガナを、申請印は登録印を使用すること。

誓約書

私

当社

は、下記1に該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。また、貸付又は使用許可を受けた国有財産の使用に当たっては、下記2に掲げる使用等を行わないとともに、暴力団員等による不当介入を受けた場合には、下記3の措置を行うことを誓約します。また、当方が下記1に該当しないことを確認するため、当方の個人情報について、国が警察当局へ情報提供することに同意します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

なお、役員等に変更があった場合は、別紙第7により変更後速やかに役員名簿を提出します。

2 公序良俗に反する使用等

暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、貸付物件（使用許可物件）を第三者に転貸し又は賃借権を譲渡すること。

3 警察への通報等

- (1) 貸付物件（使用許可物件）を使用するに当たって、暴力団又は暴力団員、社会運動標ぼうゴロ（※1）、政治活動標ぼうゴロ（※2）、その他暴力団関係者から、不当要求又は業務妨害を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、速やかに警察に通報し、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) (1)による警察への通報及び捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により、許可者に報告すること。

※1 社会運動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

※2 政治活動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

陸上自衛隊
青森駐屯地業務隊長 殿

令和 年 月 日

住所又は所在地

氏名又は名称

印

